

【様式1】 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書（LPガス分）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金について、支援金実施要領「誓約事項」の記載事項に誓約の上、下記のとおり申請します。

第1 申請者（いずれかを選択して記入）

法人の方	法人名	(フリガナ)												
	代表者	役職				氏名	(フリガナ)			印				
	法人番号(13桁)													
	業種・事業内容	業種コード												
	資本金の額又は出資の総額							円	常時使用する従業員の数					
	本社所在地	〒 -												
	県内事業所所在地 (上記と異なる場合)	〒 -												
	担当者連絡先 (日中連絡が取れるもの)	氏名(フリガナ)												
	電話(携帯可)		FAX又はメール(ある場合のみ)											

個人事業主の方	屋号(ある場合)	(フリガナ)												
	代表者	役職				氏名	(フリガナ)			印				
		生年月日	M.	T.S.H	年	月	日生							
	業種・事業内容	業種コード												
	代表者住所	〒												
	県内事業所所在地 (上記と異なる場合)	〒 -												
	担当者連絡先 (日中連絡が取れるもの)	氏名(フリガナ)												
		電話(携帯可)		FAX又はメール(ある場合のみ)										

※法人の方は法人印または代表者印（代表者個人の認印も可）、個人の方は認印を押印してください。
 ※業種コードは「産業分類コード表」を確認し、記入してください。

第2 振込先口座（口座振替申出書（法人：法人の口座 個人：代表者の口座））

金融機関コード [*] (4桁)					支店コード [*] (3桁)			
金融機関名	銀行				金融機関店舗名	支店		
預金種別	□普通 □当座				口座番号(右詰め)			
口座名義(カナ)								
口座名義(漢字)								

※通帳（法人は法人名義、個人事業主は本人名義）に記載されている口座情報を記入してください。
 ※ゆうちょ銀行の場合は「記号」を記入しないでください。

第3 支援金の額

「(1) 毎月の使用量を記入」「(2) 1月分～8月分の使用量、9月分の使用量を記入」のいずれかの項目の□にチェックをした上で、使用量等について記入してください。

□ (1) 毎月の使用量を記入

	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	1月分～8月分計
使用量 (m^3)									① m^3
支援単価 (円/ m^3)									② 62 円
支援金額 (円)									③=①×② 円

	9月分
使用量 (m^3)	④ m^3
支援単価 (円/ m^3)	⑤ 31 円
支援金額 (円)	⑥=④×⑤ 円

LPガス分支援金額
③+⑥ 円

※③及び⑥の支援金額は整数（小数点以下切り捨て）で記入してください。

□ (2) 1月分～8月分の使用量、9月分の使用量を記入

※毎月の使用量を記入できない場合、質量販売による供給を受けている場合等はここに記入してください。

	1月分～8月分計		9月分
使用量 (m^3)	① m^3	使用量 (m^3)	④ m^3
支援単価 (円/ m^3)	② 62 円	支援単価 (円/ m^3)	⑤ 31 円
支援金額 (円)	③=①×② 円	支援金額 (円)	⑥=④×⑤ 円

LPガス分支援金額
③+⑥ 円

※③及び⑥の支援金額は整数（小数点以下切り捨て）で記入してください。

【使用量の算定方法】

※使用量の算定方法、毎月の使用量を記入できない理由等について必ず記入してください。

誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- (1) 令和5年10月1日時点において、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続する意思を有していること。
- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。
- (3) 支援金の給付を受けた後で給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- (4) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- (5) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- (7) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- (8) 青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の対象者でないこと。
 - ・ 令和5年度青森県地域公共交通事業継続特別対策事業費補助金（交通政策課）
 - ・ 令和5年度青森県貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金（交通政策課）
 - ・ 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）

営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。

※日本標準産業分類コード表

「第1 申請者」業種コード欄には、下記から該当コードを記入してください。

番号	名称	番号	名称	番号	名称
010	農業	390	情報サービス業	770	持ち帰り・配達飲食サービス業
020	林業	400	インターネット付随サービス業	780	洗濯・理容・美容・浴場業
030	漁業（水産養殖業を除く）	410	映像・音声・文字情報制作業	790	その他の生活関連サービス業
040	水産養殖業	420	鉄道業	800	娯楽業
050	鉱業、採石企業、砂利採取業	430	道路旅客運送業	810	学校教育
060	総合工事業	440	道路貨物運送業	820	その他の教育、学習支援業
070	職別工事業（設備工事業を除く）	450	水運業	830	医療業
080	設備工事業	460	航空運輸業	840	保健衛生
090	食品製造業	470	倉庫業	850	社会保険・社会福祉・介護事業
100	飲料・たばこ・飼料製造業	480	運輸に附随するサービス業	860	郵便局
110	繊維工業	490	郵便業（信書便事業を含む）	870	協同組合（他に分類されないもの）
120	木材・木製品製造業（家具を除く）	500	各種商品卸売業	880	廃棄物処理業
130	家具・装備品製造業	510	繊維・衣服等卸売業	890	自動車整備業
140	パルプ・紙・紙加工製造業	520	飲食料品卸売業	900	機械等修理業
150	印刷・同関連業	530	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	910	職業紹介・労働者派遣業
160	化学工業	540	機械器具卸売業	920	その他の事業サービス業
170	石油製品・石炭製品製造業	550	その他の卸売業	930	政治・経済・文化団体
180	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	560	各種商品小売業	940	宗教
190	ゴム製品製造業	570	織物・衣服・身の回り品小売業	950	その他のサービス業
200	なめし革・同製品・毛皮製造業	580	飲食料品小売業	960	外国公務
210	窯業・土石製品製造業	590	機械器具小売業	970	国家公務
220	鉄鋼業	600	その他の小売業	980	地方公務
220	非鉄金属製造業	610	無店舗小売業	990	分類不能の産業
240	金属製品製造業	620	銀行業		
250	はん用機械器具製造業	630	共同組織金融業		
260	生産用機械器具製造業	640	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
270	業務用機械器具製造業	650	金融商品取引業、商品先物取引業		
280	電子部品・デバイス・電子回路製造業	660	補助的金融業等		
290	電気機械器具製造業	670	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
300	情報通信機械器具製造業	680	不動産取引業		
310	輸送用機械器具製造業	690	不動産賃貸業・管理業		
320	その他の製造業	700	物品賃貸業		
330	電気業	710	学術・開発研究機関		
340	ガス業	720	専門サービス業（他に分類されないもの）		
350	熱供給業	730	広告業		
360	水道業	740	技術サービス業（他に分類されないもの）		
370	通信業	750	宿泊業		
380	放送業	760	飲食店		

※以下の業種の事業者は本支援金の対象とならない可能性があります。

申請前に、必ず電話相談窓口にご相談ください。

330電気業、340ガス業、430道路旅客運送業、440道路貨物運送業、780浴場業、830医療業、840保健衛生、

850社会保険・社会福祉・介護事業、930政治・経済・文化団体、940宗教、960外国公務、970国家公務、980地方公務